

第20回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	報告	予算	条例	計
件数	1	1	1	3

(2) 議案の名称

<報告>

報告第 1号 専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する
条例） … 5

<予算>

議案第51号 令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第1号） … 9

<条例>

議案第52号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について … 13

第20回尼崎市議会臨時会

議案説明資料

<令和6年4月臨時会>

種 別	報告	番 号	報告第1号	所 管	税務管理課
件 名	専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する条例）				
内 容					
1	<p>専決理由</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の一部が令和6年4月1日に施行されることに伴い、条例改正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもの。</p>				
2	<p>専決処分日</p> <p>令和6年3月31日</p>				
3	<p>主な専決内容</p> <p>令和6年度の固定資産の評価替えに伴う固定資産税・都市計画税について、次のとおり土地の負担調整措置等を継続する。</p> <p>(1) 据置年度（令和7年度及び令和8年度）の土地の評価額について、地価の下落に伴い修正することができる措置を継続する。</p> <p>(2) 商業地等に係る令和6年度分から令和8年度分までの固定資産税・都市計画税について、課税標準額の上限を評価額の70%とする措置を継続する。</p> <p>(3) 用途変更宅地等に係る令和6年度分から令和8年度分までの固定資産税・都市計画税の課税標準額の算出において、「平均負担水準方式」を適用せず、「みなし方式」を適用する措置を継続する。</p>				
4	<p>施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>				

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>附 則 (令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p>1 1 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格（以下「修正価格」という。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>1 2 <u>令和7年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下「<u>令和7年度適用土地</u>」という。）又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地（法附則第17条第7号に規定する類似土地をいう。）が<u>令和7年度適用土地</u>であるものであって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>1 3 固定資産税の納税者は、その納付すべき<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に係る附則第11項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に</p>	<p>附 則 (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>1 1 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格（以下「修正価格」という。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>1 2 <u>令和4年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下「<u>令和4年度適用土地</u>」という。）又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地（法附則第17条第7号に規定する類似土地をいう。）が<u>令和4年度適用土地</u>であるものであって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>1 3 固定資産税の納税者は、その納付すべき<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に係る附則第11項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に</p>

係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

(商業地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

1 4 商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。

(商業地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定により算定した税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)

1 7 令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び附則第25条の3の規定は、適用しない。この場合において、当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第2項から第5項までに定めるところによる。

係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

(商業地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

1 4 商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。

(商業地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定により算定した税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)

1 7 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び附則第25条の3の規定は、適用しない。この場合において、当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第2項から第5項までに定めるところによる。

<令和6年4月臨時会>

種 別	予算	番 号	議案第51号	所 管	各事業所管課																																								
件 名	令和6年度尼崎市一般会計補正予算(第1号)																																												
内 容																																													
1	<p>補正予算の内容</p> <p>令和6年度税制改正により個人市民税を定額減税するほか、所得税・個人住民税が定額減税しきれないと見込まれる方に対してその差額を調整して給付するなどに伴い補正を行う。</p> <p>各事業の概要等は別紙のとおり。</p>																																												
2	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">229,205,000</td> <td style="text-align: center;">3,476,000</td> <td style="text-align: center;">232,681,000</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	229,205,000	3,476,000	232,681,000																																		
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																																											
229,205,000	3,476,000	232,681,000																																											
3	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市税</td> <td style="text-align: center;">△1,900,000</td> <td>総務費</td> <td style="text-align: center;">3,279,807</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金</td> <td style="text-align: center;">1,900,000</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">116,489</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: center;">3,314,136</td> <td>衛生費</td> <td style="text-align: center;">79,704</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td style="text-align: center;">4,852</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: center;">146,060</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: center;">4,852</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td style="text-align: center;">6,100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3,476,000</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3,476,000</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	市税	△1,900,000	総務費	3,279,807	地方特例交付金	1,900,000	民生費	116,489	国庫支出金	3,314,136	衛生費	79,704	県支出金	4,852			繰入金	146,060			繰越金	4,852			市債	6,100			合 計	3,476,000	合 計	3,476,000
歳 入		歳 出																																											
款	補正予算額	款	補正予算額																																										
市税	△1,900,000	総務費	3,279,807																																										
地方特例交付金	1,900,000	民生費	116,489																																										
国庫支出金	3,314,136	衛生費	79,704																																										
県支出金	4,852																																												
繰入金	146,060																																												
繰越金	4,852																																												
市債	6,100																																												
合 計	3,476,000	合 計	3,476,000																																										
4	<p>債務負担行為</p> <p>追加</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事 項</th> <th style="width: 20%;">期 間</th> <th style="width: 30%;">限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日夜間急病診療所整備事業</td> <td style="text-align: center;">令和7年度</td> <td style="text-align: center;">105,000</td> </tr> </tbody> </table>					事 項	期 間	限 度 額	休日夜間急病診療所整備事業	令和7年度	105,000																																		
事 項	期 間	限 度 額																																											
休日夜間急病診療所整備事業	令和7年度	105,000																																											

5 市債
変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前		補正後	
保健所等整備事業費	限度額	12,600	限度額	18,700

補正予算の内容

(歳入)

(1) 個人市民税の定額減税 (市税△1,900,000千円 地方特例交付金1,900,000千円)	
令和6年度税制改正により所得税・個人住民税が定額減税されることに伴い、うち本市影響分である個人市民税に係る予算措置を行う。	
・ 定額減税額	
所得税分	= 3万円 × 減税対象人数
個人住民税所得割分	= 1万円 × 減税対象人数
(個人住民税所得割分の内訳)	
個人市民税所得割分	= 6千円 × 減税対象人数 (本市影響分)
個人県民税所得割分	= 4千円 × 減税対象人数
・ 減税対象人数	
納税者本人、同一生計配偶者及び扶養親族(国外居住者を除く。)の数 ただし、納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限る。	

(歳出)

(2) 定額減税調整給付関係事業費	3,279,807千円
定額減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額を調整して給付する。	
・ 対象者	
令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額において定額減税しきれない方	
・ 給付額	
以下の①+②の合算額(合算額を1万円単位に切り上げる。)	
① 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額(①<0の場合は0)	
② 個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額(②<0の場合は0)	
(3) 低所得者支援給付関係事業費	116,489千円
新たに令和6年度に住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯を対象に「低所得者支援給付金」を給付する。	
① 住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯給付	
対象者：令和6年6月3日に本市の住民基本台帳に記載されている世帯で、令和6年度に新たに世帯全員の住民税が非課税又は均等割のみ課税となる世帯	
給付額：1世帯当たり10万円	
② こども加算給付	
対象者：①の世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯	
給付額：児童1人当たり5万円	

(4) 休日夜間急病診療所整備事業費	70,000 千円
入札不調に伴い、休日夜間急病診療所の整備に係る予算を再計上する。 債務負担行為 105,000 千円	
(5) 带状疱疹ワクチン予防接種事業費	9,704 千円
接種日現在で満 50 歳以上の市民に対し、带状疱疹ワクチンの接種費用を補助する。 補助額：4 千円（1 人 1 回限り） 事業開始予定時期：令和 6 年 5 月中旬（補助は令和 6 年 4 月接種分から適用）	

費目別事業概要

総務費	3,279,807 千円
定額減税調整給付関係事業費	3,279,807 千円
定額減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額を調整して給付する。	
民生費	116,489 千円
低所得者支援給付関係事業費	116,489 千円
新たに令和 6 年度に住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯を対象に「低所得者支援給付金」を給付する。	
衛生費	79,704 千円
休日夜間急病診療所整備事業費	70,000 千円
入札不調に伴い、休日夜間急病診療所の整備に係る予算を再計上する。	
带状疱疹ワクチン予防接種事業費	9,704 千円
接種日現在で満 50 歳以上の市民に対し、1 人 1 回、带状疱疹ワクチンの接種費用 4 千円を補助する。	

<令和6年4月臨時会>

種 別	条例	番 号	議案第52号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、個人の市民税の特別税額控除（定額減税）を実施するため、規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>次の規定を附則に追加する。</p> <p>(1) 令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除</p> <p>令和6年度分の個人の市民税に限り、合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者に対し、特別税額控除として、本人6,000円及び控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき6,000円の合計額（その合計額が納税義務者の所得割額を超える場合には、所得割額を限度とする。）を、他の税額控除を適用した後の所得割額から控除する。</p> <p>(2) 令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除</p> <p>令和7年度分の個人の市民税に限り、合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者であり、かつ、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）がいるものに対し、特別税額控除として、6,000円（その額が納税義務者の所得割額を超える場合には、所得割額を限度とする。）を、他の税額控除を適用した後の所得割額から控除する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p>80 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第5項に規定するところにより算定した控除額を、同条第1項に規定する特別税額控除対象納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条第2項及び第3項、第25条第1項から第7項まで（附則第78項の規定により同条第2項の規定をみなして適用する場合を含む。）、附則第22項並びに附則第24項並びに法附則第3条の3第5項及び附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>81 <u>前項の規定の適用がある場合における第25条第2項及び附則第24項の規定の適用については、第25条第2項中「を含む」とあるのは「及び法附則第5条の8第6項の規定により法第314条の7第11項の規定を読み替えて適用する場合を含む」と、附則第24項中「及び附則第5条の7第2項」とあるのは「、附則第5条の7第2項及び附則第5条の8第6項」とする。</u></p> <p><u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p>82 <u>令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第4項に規定するところにより算定した控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者及び法第314条の2第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第22条第2項及び第3項、第25条第1項から第7項まで、附則第22項並びに附則第24項並びに法附則第3条の3第5項及び附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>	<p>附 則</p>